

南魚沼市監査委員告示第 3 号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成27年 7 月 1 4 日

南魚沼市監査委員 河 野 和 男

南魚沼市監査委員 中 澤 一 博

南魚監 第41号
平成27年7月14日

南魚沼市長 井口一郎様
南魚沼市議会議長 関常幸様
南魚沼市教育委員会委員長 角谷正雄様

南魚沼市監査委員 河野和男

南魚沼市監査委員 中澤一博

定期監査及び行政監査の結果に関する報告について（その2）（提出）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

平成26年度における財務事務の執行状況及び学校の管理・運営状況全般

2 監査の実施期間及び対象箇所

平成27年6月1日から平成27年7月1日まで

実施日	監査対象
平成27年 6月 1日	塩沢小学校
6月 3日	中之島小学校 第二上田小学校
6月29日	第一上田小学校 塩沢中学校 六日町中学校
7月 1日	栃窪小学校 石打小学校 上関小学校

3 監査の方法

各学校に赴き、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、学校長等から説明を受け、その後質疑応答を行い、校内巡回し施設の管理状況を確認するとともに、関係諸帳簿及び書類の抽出による調査等の方法により実施した。

4 監査の主眼

今回は、以下の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 予算の執行は計画的に行われているか
- (2) 学校管理は適正に行われているか
- (3) 学校運営は適正に行われているか

5 監査の結果

予算の執行及び事務処理等はおおむね適正に行われており、施設等の管理についてもおおむね適切に実施されているものと認められた。

監査委員としての所感は以下のとおりである。

(1) 学校の課題・グランドデザイン

いずれの学校も、学校の教育目標、重点目標を設定し、それを具現化するために「知」「徳」「体」のそれぞれについて具体的な行動を掲げ、真摯に努力していた。

塩沢中学校区では、統一課題として「ユニバーサルデザインを意識した授業改善」を掲げて取組みがなされていた。説明では、一つは「学習環境の改善」。教室前面をスッキリする、一日のスケジュールを明確にする等。二つは「授業の改善」。授業の流れを明確にし、その授業のねらいと学びの結果が分かる授業を行うということ。要は、一人一人の児童の実態をよく見て、その児童に合わせた支援を行うことであるとのことであった。いずれの学校でも、困り感を持った児童・生徒が増えているとのことである。こうした視点からの授業改善を積極的に進めていくことで、どの児童・生徒にとっても、そして教職員にとっても「いい学校」となることを望むものである。ただ第三として、保護者―地域との関係をどう創るか、どう働きかけをしていけばいいのかについても併せ検討いただきたい。保護者―地域の理解なしに学校は成り立たない。「将来を見据えてどうしたらその児童・生徒が自立していけるかである。今はその一つのステップである」という学校長の言葉が印象に残った。

(2) 情報機器の活用状況

情報機器に関する契約の状況は、以下のとおりである。

- ・契約期間 平成26年10月1日から平成31年9月30日
- ・賃貸借料 月額3,726,324円（総額223,579,440円）
- ・PC・タブレット台数

PC	215台
タブレット	652台
iPad	14台

なお、別個に「情報端末運用支援業務委託」を締結し、業務内容の一つとしてICT支援員により教員サポートを行なった。

いずれの学校でも、緒に就いたばかりで、これからどうするか考えているという状況であった。感じた点は以下のとおりである。

- 1) 情報機器の扱いに対する教員間の格差が大きいこと
- 2) 使い方に規制があり、タブレットの良さである携帯性が発揮できていないこと。
- 3) 教室で使うにしても、使うための機材、設備が不足していること。

いずれにしてもICT化は、授業のあり方や児童・生徒の学びのスタイルを変えるものだといわれている。教育委員会として明確なビジョンを示し、積極的にサポートしていく必要があると感じたところである。